

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和2年9月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から18までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。

(道路運送法第1条) (○)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第9条の2) (×)

3. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

4. 事業者は当該運送に適する設備があるときは、いかなる事由があろうとしても運送の引受けを拒絶してはならない。

(道路運送法第13条) (×)

5. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(道路運送法第16条) (×)

6. 事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第21条) (×)

7. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(道路運送法第22条) (○)

8. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上でなければならない。

(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令) (○)

9. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。
(道路運送法第33条) (×)
10. 事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。
(道路運送法第36条) (×)
11. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(道路運送法第38条) (×)
12. 自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。
(道路運送法第95条) (○)
13. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
(運輸規則第2条) (○)
14. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
(運輸規則第7条の2) (×)
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。
(運輸規則第10条) (○)
16. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。
(運輸規則第18条) (×)
17. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
(運輸規則第24条) (○)
18. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。
(運輸規則第26条) (○)

Ⅱ. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び（ ）内に記号を記入しなさい。

19. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。

(道路運送法第4条)

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

20. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は（イ）の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上

21. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条)

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

22. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第15条)

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

23. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（オ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（タ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（イ）を選任しなければならない。

(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離
サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護
ナ. 乗務員のサービス

24. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。

(道路運送法第35条)

ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

25. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（ウ）、弁明しなければならない。

（運輸規則第3条）

ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく

26. 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ウ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

（運輸規則第21条）

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

27. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかなければならない。

（運輸規則第35条）

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 随時

28. 旅客自動車運送事業者は、（イ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 六十歳 イ. 六十五歳 ウ. 七十歳

29. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ア）しなければならない。

（運輸規則第44条）

ア. 常に清潔に保持 イ. 可能な限り清潔に保持 ウ. 運行のたびに清潔に保持

Ⅲ. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

（道路運送法第15条）

- | | |
|------------------------|-------|
| ①営業区域の変更 | (○) |
| ②営業所の位置の変更 | (○) |
| ③営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 | (×) |
| ④自動車車庫の位置及び収容能力の変更 | (○) |
| ⑤主たる事務所の名称の変更 | (×) |

IV. 事業用自動車に係る事故が発生した場合に、記録が必要な事項に○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第26条の2)

- | | |
|---------|-------|
| ①事故の原因 | (○) |
| ②営業所の名称 | (×) |
| ③乗務員の氏名 | (○) |
| ④作成年月日 | (×) |